

相続定期貯金



取扱期間 平成30年3月1日(木)～平成31年2月28日(木)

JAうつのみやの貯金を相続した場合



店頭表示金利

+0.1%

他金融機関からの預け入れなどの場合



店頭表示金利

+0.2%

※満期日以降は自動継続時の店頭表示金利を適用します。

ご利用いただける方

平成30年3月1日から平成31年2月28日の期間内に、相続により財産を取得したJAうつのみや組合員の方に限らせていただきます。

※組合員資格を相続された方、新たに組合員に加入された方を含みます。また、相続手続き完了を確認できる資料の提示が必要となります。

預入金額

500万円～相続で取得した財産の範囲内まで。

※他金融機関からの預け入れや死亡共済金(保険金)、相続により取得した不動産・株式等を換金した資金も対象となります。

対象商品

スーパー定期貯金

- 期間1年 500万円～1,000万円未満(単利型、通帳・証書式、自動継続)
- 期間3年 500万円～1,000万円未満(複利型、通帳・証書式、自動継続)

大口定期貯金

- 期間1年 1,000万円以上(通帳・証書式、自動継続)
- 期間3年 1,000万円以上(通帳・証書式、自動継続)

※原則として満期日前解約はできません。

やむをえず満期日前解約をする場合は、定期預入時点の店頭金利にもどし預入期間に応じた当JAの中途解約利率が適用されます。

※一部支払いの取扱いはできません。

※2037年12月31日までは、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。

※取扱店舗でお申込みの場合でも、お住まいが遠方等の理由によりお断りさせていただく場合があります。あらかじめお近くの店舗までお問合せください。

※取扱期間中であっても、金利環境等の変化により当JAの判断で予告なくお取扱いを内容変更もしくは中止する場合があります。

※詳しくは、JAの窓口またはJAうつのみやホームページでご確認ください。

 **JAうつのみや**
<http://www.jau.or.jp>

担当者

--	--

一般的な相続手続きのスケジュール

被相続人の死亡

[亡 年 月 日]

通夜

葬儀

初七日法要

相談のお電話はお早めに

四十九日忌法要

タイムリミット **3ヶ月**.....

[年 月 日]

タイムリミット **4ヶ月**.....

[年 月 日]

タイムリミット **10ヶ月**.....

[年 月 日]

相続開始

○ 年金・保険の手続

○ 遺言書の有無の確認 ●

○ 相続人の確定

○ 相続財産の親族会議

○ 相続放棄または限定承認の申述

○ 遺産分割協議 ●

○ 所得税の申告と納付(準確定申告) ●

○ 相続財産の評価・鑑定 ●

○ 遺産分割協議書の作成

○ 相続税申告書の作成

○ 相続税の申告と納付(延納・物納の申請)

○ 相続財産の名義変更手続

遺言書がある場合、遺産分割は原則として遺言書のとおりに行われます。十分に調査しましょう。

単純承認または相続放棄・限定承認の判断をするためには、次の2点を明らかにしなければなりません。
1. 相続人の範囲(だれが相続人になれるのか)
2. 相続財産の把握(どんな財産があるのか)

遺産分割において相続人同士が、1.だれが2.どの財産を3.どれだけ取得するかを話し合うことです。相続人全員の合意が不可欠です。

相続人には、被相続人が払うべきであった所得税や住民税、固定資産税などを申告・納付する義務が課せられています。またこれらの額が確定しなければ、相続税の申告・納付もできません。

財産の種類ごとに一定の評価方法・評価基準が定められており、その価値が確定しなければ相続税額を算出できません。

税の納付期限は、申告書の提出期限と同時です。期限内に申告しなければ「無申告加算税」が、申告しても納付が遅れると「延滞税」が、また申告漏れがある場合も課税されることがあります。したがって、相続財産は漏れなく調査し期限内に申告しなければなりません。

JAうつのみやの相続手続支援サービス

窓口は一本。適材適所のサポート体制だから無駄なく安心です。

JAうつのみやの相続支援サービスは、相続に関わる各分野の専門家によるアドバイスや実務支援を行っています。相続はデリケートな問題です。故人様と共に歩んできたJA職員と各分野のエキスパートによるサポートチームにお任せください。

相続相談

- 納税手順をわかりやすくご説明
- 相続財産の診断
- 不安・疑問等への回答

ご相談の時にご用意いただきたいもの

- 被相続人(亡くなられた方)の出生時から死亡時までの戸籍謄本
本籍・続柄の記載のある住民票除票
- 各相続人(亡くなられた方の配偶者や子等)の戸籍抄本
住民票抄本(本籍・続柄記載のあるもの)
- 資産評価証明書(全資産)
- その他財産となるもの



相続に関することは何でも。まずは、お電話ください。JA職員がお応えいたします。

市外局番 028

中央支所 TEL 633-3467 城山支所 TEL 652-0711 姿川支所 TEL 658-6881
宝木出張所 TEL 622-6111 北部支所 TEL 665-0003 上河内支所 TEL 674-3333
平石支所 TEL 661-4311 豊郷支所 TEL 624-8011 河内支所 TEL 673-3135
南部支所 TEL 656-1020 清原支所 TEL 667-0151 本所 TEL 625-3385

市外局番 0285

南河内支所 TEL 48-2211
上三川支所 TEL 55-1510

■お近くの店舗をご利用ください。

※詳しくは、JAの窓口、またはJAうつのみやホームページでご確認ください。

<http://www.jau.or.jp>

商品概要説明書

《相続定期貯金》

(平成30年3月1日～平成31年2月28日適用)

商品名	a.スーパー定期貯金《単利型》 b.スーパー定期貯金《複利型》 c.大口定期貯金
ご利用いただける方	・平成30年3月1日から平成31年2月28日の期間内に相続財産を取得した当JAの組合員の方 (組合員資格を相続された方、新たに組合員に加入された方を含みます)
期間	・1年、3年(自動継続に限ります)
預入方法 (1) 預入方式 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位 (5) 限度額	・通帳、証書 ・一括預入 a. スーパー定期貯金《単利型》 500万円以上～1,000万円未満 b. スーパー定期貯金《複利型》 500万円以上～1,000万円未満 c. 大口定期貯金 1,000万円以上 ・1円単位 ・取得した相続財産の範囲内まで ※死亡共済金(保険金)や相続により取得した不動産・株式等を換金した資金も対象となります。
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。満期日以後は自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・a. スーパー定期貯金《単利型》およびb. スーパー定期貯金《複利型》およびc. 大口定期貯金《1年》 満期日以後に一括して支払います。 ・c. 大口定期貯金《3年》 中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。b. スーパー定期貯金《複利型》は、6か月ごとの複利計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・店頭表示の利率は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・a. スーパー定期貯金《単利型》およびb. スーパー定期貯金《複利型》はマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	『a.スーパー定期貯金《単利型》』 ・満期日前に解約する場合は、約定金利の適用は行わず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 預入日の店頭表示利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

	<p>『b.スーパー定期貯金《複利型》』</p> <ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、約定金利の適用は行わず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 預入日の店頭表示利率×40% ③ 1年以上1年6ヶ月未満 預入日の店頭表示利率×50% ④ 1年6ヶ月以上2年未満 預入日の店頭表示利率×60% ⑤ 2年以上2年6ヶ月未満 預入日の店頭表示利率×70% ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満 預入日の店頭表示利率×90% <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>『c.大口定期貯金』</p> <ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、約定金利の適用は行わず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 <ul style="list-style-type: none"> 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 <ul style="list-style-type: none"> A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$ <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 <ul style="list-style-type: none"> 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算出により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のいずれか低い利率とします。 <ul style="list-style-type: none"> A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$ <ul style="list-style-type: none"> 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済みの利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等{全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。}と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または総合企画課（電話：028-625-3381）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県JAバンク相談所（電話：028-616-8555）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。